

中川やしおフラワーパーク内移動販売車出店要領

- 1 目的 中川やしおフラワーパークのスペースを活用し、賑わい創出の一環として移動販売車(キッチンカー)による飲食物等の販売を実施。地域住民との相互交流や中川やしおフラワーパークの魅力向上に寄与し、地域活性化を図ることを目的とする。
- 2 出店等
 - (1)出店許可期間
各年度の4月1日~翌年3月31日まで
但し、初年度(令和6年度)は、9月1日~翌年3月31日
※営業時間は搬入搬出を含めて9:00~17:00までの間とする。
 - (2)出店場所
中川やしおフラワーパーク内で観光協会が指定する場所
 - (3)募集台数 5台以内
 - (4)出店できない日(以下に該当する場合)
 - ①観光協会や各種団体等が主催するイベントがある日。
 - ②災害や感染症等の流行等、管理上支障があると観光協会が判断した場合は、一定期間出店が出来ない。
 - (5)出店日を変更する場合は、事前に連絡すること。
 - (6)出店申請され、出店条件が整っている事業者に出店許可証を交付する。
- 3 出店料 出店料は、一日につき2,000円とする。
出店者は、出店した翌月の10日までに、観光協会の指定した口座に出店料を振り込むこととする。連絡なしに出店を取りやめた場合も、出店料を徴収する。
- 4 出店条件
 - ①目的に賛同する事業者で、八潮市商工会・八潮市観光協会の会員であること。
 - ②保健所発行の食品衛生法による営業許可証を取得済であること。その他販売に許可が必要な業種等は、監督官庁の許可取得済みであること。
- 5 出店品目 ①食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物とする。
- 6 報告書の提出
 - ①各月の出店日毎の来客数、売上を翌月10日までにメール等で提出する。
- 7 出店申込の提出書類
 - ①出店申込書
 - ②食品衛生法に基づく営業許可書の写し
 - ③食品衛生責任者証又はそれに代わる資格証の写し
 - ④食品賠償責任保険(PL保険等)の加入証明の写し

- ⑤出店車両の車検証の写し
- ⑥出店車両の画像写真
- ⑦事業概要書(様式任意)
- ⑧誓約書
- ⑨その他主催者が必要と認めた書類等(例：火気使用の消防署届出等)

- 8 注意事項
- ①営業中は、許可書を見える場所に掲示すること。
 - ②出店に起因する事故や苦情(販売品や営業方法に関するものを含む。)は出店者が全責任を負い、誠意をもって対応すること。
 - ③アレルギー表示の義務は、食品表示法で加工食品に限られていますが、出店者の判断で消費者への配慮を行ってください。(事前に食品アレルギーがあるか確認する等)
 - ④出店者は出店に伴い、中川やしおフラワーパークの施設並びに第3者に損害を及ぼしたときは、出店者の責任において、その賠償をすること。
 - ⑤移動販売車等の破損、汚損、紛失等については、八潮市観光協会は一切の責任を負いません。
 - ⑥発電機・ガス器具等の火気器具を使用する出店者は、業務用消火器を設置すること。(必要な場合は、消防署に関係書類を届けること)
 - ⑦出店者は、店舗周辺の美化に努め、ゴミ箱等を設置その日のごみは、責任をもって持ち帰る。
 - ⑧本要領に記載のない事項を含め、出店するために必要な費用は出店者の負担となり、出店に関する権利を他者に譲渡することはできません。
 - ⑨本要領に定めのない事項は、八潮市観光協会と出店者で協議する。

- 9 申込受付先 (一社)八潮市観光協会 本所又は支所とする。
- ※本所 八潮市大瀬 1-1-1(八潮メセナ・アネックス内)
電話 951-0323 Fax 951-0626
メール info@840kankou.jp
 - ※支所 八潮市中央 1-6-18(八潮市商工会内)
電話 996-1926 Fax 996-1427
メール yano@yashio.or.jp

10 出店料振込先

- ※振込先 埼玉縣信用金庫 (普通)1801353
- ※口座名義 いっぽんしゃだんほうじんやしおしかんこうきょうかいきょうかい
一般社団法人八潮市観光協会協会